令和4年度
市民税・府民税申告の手引き

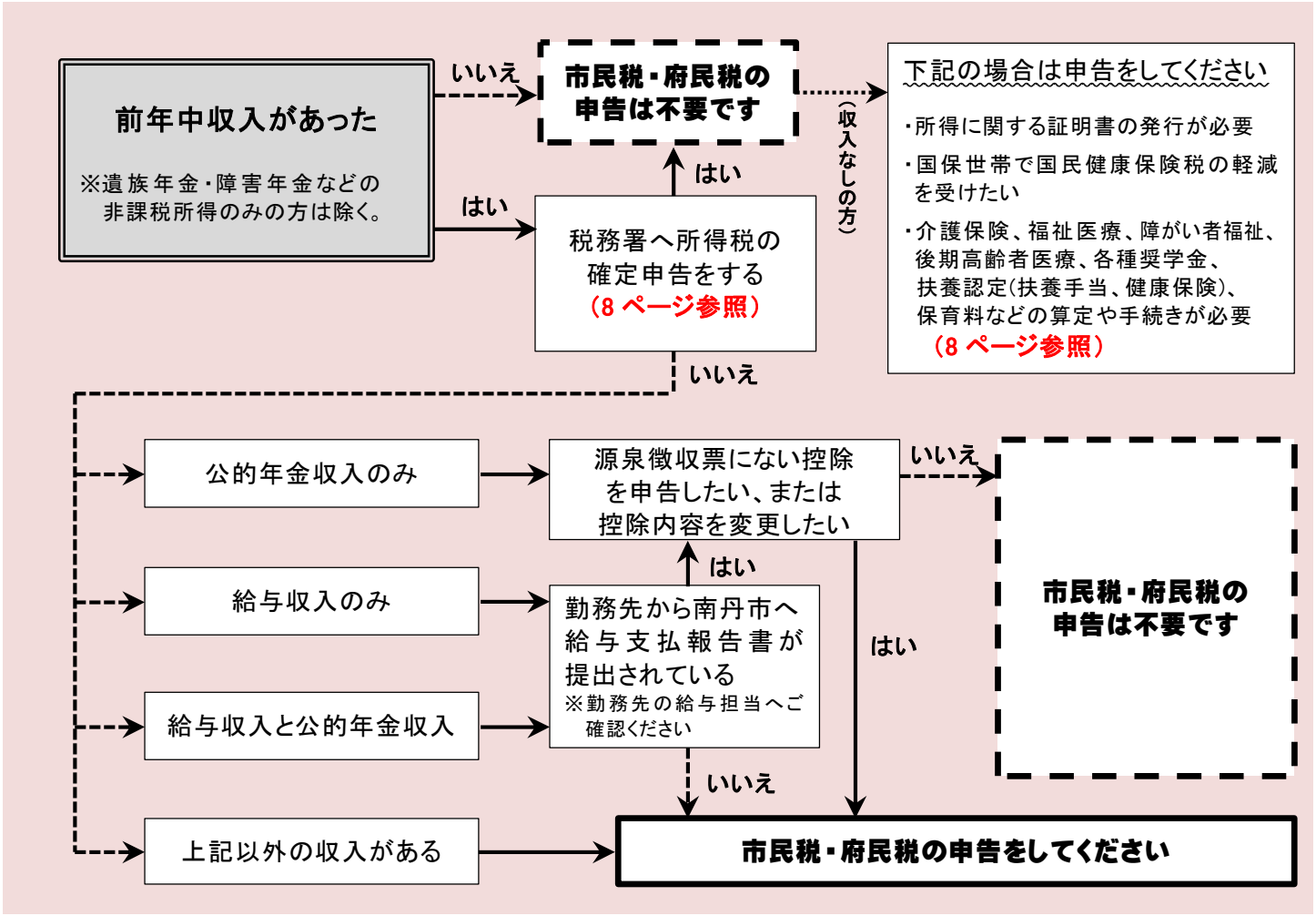
申告書の提出は
3月15日
までです

令和３年度の市民税・府民税申告をされた方に郵送しています。

以下の表を参考に、ご自身が市民税・府民税の申告を行う必要があるかご確認いただき、申告が必要な方は、この手引きを参考に申告書を作成し、ご提出ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

※送付封筒の裏面に返信用にご利用いただける封筒を印刷しています。切り取ってご利用ください。



ーもくじー

○よくある質問(Q&A)……2
○収入・所得金額……3
○所得から差し引かれる金額……4～5
○参考資料……6～7

■提出先・お問い合わせ先■　南丹市役所　総務部税務課
〒622-8651　南丹市園部町小桜町 47 番地　電話 0771-68-0004（直通）

よくある質問（Q＆A）

- 申告全般について -

Q1.私の収入は公的年金（厚生年金と企業年金）のみで、その他に収入はありません。
市民税・府民税の申告をしなければなりませんか？

A1.厚生年金や企業年金などの各年金支払者から提出される支払報告書に基づき課税しますので、基本的には必要ありません。
ただし、各種の所得控除（医療費控除、生命保険料控除など）の適用を受けるときや、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）について追加や訂正がある場合は申告する必要があります。

Q2.私は令和３年中の収入はありませんでした。しかし、多額の医療費を支払ったので申告すれば、税金の還付は受けられますか？

A2.市民税・府民税は所得税のように事前に税を納めていただくものではなく、１年間の収入所得について翌年に納めてもらう後払い方式ですので、還付金はありません。
なお、質問の場合、令和３年中の収入がなかったとのことなので、令和４年度の税額は０円（非課税）となり、各種控除を申告していただいても税額に変動はありません。
ただし、下記の場合には「収入がないことの申告」をしてください。

- 所得に関する証明書の発行が必要なとき
- 国保世帯で国民健康保険税の軽減を受けるとき
- 介護保険、福祉医療、障がい者福祉、後期高齢者医療、各種奨学金、扶養認定（扶養手当、健康保険）、保育料などの算定や手続きが必要なとき　ほか

Q3.給与収入や公的年金収入のほかに農業を営んでいます。収入より必要経費のほうが多く赤字経営ですが、申告しなければなりませんか？

A3.収支計算の結果、黒字にならない場合は申告しなくても差し支えありません。
ただし、申告することにより所得が損益通算されますので、市府民税や国民健康保険税、介護保険料などに影響が出ることがあります。

- 医療費控除について -

Q4.医療費控除の明細書の作成方法について教えてください。

A4.医療を受けた人ごと、病院ごとに年間の支払額を記載してください。医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」を添付する場合は、通知に記載されたものについて明細を作成する必要はありません。詳しくは、別紙の「医療費控除の明細書の書き方」を参考にしてください。

Q5.医療費の支払いが 10 万円ありません。医療費控除の対象にはなりませんか？

A5.支払金額から所得金額の 5%を差し引きした金額が対象となります。給与と公的年金の所得金額の求め方については、６ページに記載していますのでご確認ください。
なお、所得金額が 200 万円以上の人は支払金額から 10 万円を差し引きます。

Q6.介護保険制度を利用して、施設サービスや居宅サービスを受けました。
医療費控除の対象になりますか？

A6.利用した施設や事業者が発行した領収書の中で、「医療費控除対象額」と記載された金額が対象となります。

収入･所得金額

◎営業等（製造業、販売業、飲食業、建設業、サービス業、外交員など）
◎農　業（農産物の生産、家畜の飼育など）
◎不動産（アパートや駐車場の経営、線下補償料など）

申告書裏面「④収支明細書」、申告書表面の収入金額などを記入してください。

◎配　当【株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配等】

収入、必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）及び差し引きの所得金額を申告書表面に記入してください。

なお、特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分(５%)が徴収されておりますので、原則申告は不要です。この所得について申告する場合は、申告書裏面「⑧配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」の配当割額控除額欄に住民税分(５%)を記入してください。

※所得税の確定申告では申告したが、市民税・府民税で申告不要制度を選択する場合には、収入金額などは記載せずに、申告書表面の「□ 申告不要制度を選択」に☑を入れてください。
（納税通知書が送達される時までに申告書を提出された場合に適用となります。）
なお、特定配当等及び特定株式等譲渡所得の全部について申告不要とする場合は、確定申告書の所定の欄に記載することで市民税府民税申告書の提出を省略できます。

◎給　与【給与、賃金、賞与】

源泉徴収票に記載の支払金額を申告書表面の収入金額に記入してください。複数の源泉徴収票がある場合には、すべての源泉徴収票の合算金額を記入してください。

源泉徴収票がない場合には、申告書裏面「⑥給与収入の明細書」を記入し、その合計額を申告書表面の収入金額に記入してください。

◎雑（公的年金等）【国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、企業年金など】

源泉徴収票に記載の支払金額を申告書表面の収入金額に記入してください。複数の源泉徴収票がある場合には、すべての源泉徴収票の合算金額を記入してください。

※遺族年金や障害年金は非課税年金であるため収入金額には含めないでください。

◎雑（業務）【シルバー人材センター配分金、原稿料、講演料など】

収入金額と必要経費を申告書表面に記入してください。
申告書裏面の「⑦雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に明細を記入してください。

◎雑（その他）【個人年金（生命保険年金）など】

収入金額と必要経費を申告書表面に記入してください。
申告書裏面の「⑦雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に明細を記入してください。

◎総合譲渡【ゴルフ会員権、自動車、書画、骨董品、貴金属など】

収入金額と必要経費、特別控除額及び差し引きの所得金額を申告書表面に記入してください。特別控除額は原則 50 万円です。また、資産の保有期間が５年以内のものを短期譲渡所得、５年を超えるものを長期譲渡所得といい、特別控除額は合わせて原則 50 万円です。

◎一時【生命保険契約に基づく一時金、競馬・競輪等の払戻金、賞金、懸賞当選金など】

収入金額と必要経費、特別控除額及び差し引きの所得金額を申告書表面に記入してください。特別控除額は原則 50 万円です。

所得から差し引かれる金額

※控除額の詳細は７ページをご覧ください。

雑　損　控　除		令和３年中に災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けたとき、損害額と保険金などで補填された金額などを記入します。 【添付書類】　罹災証明書、災害関連支出額の分かる領収書、保険金の補填額の分かる書類など ※災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。
医 療 費 控 除 ※「通常の医療費控除」と「医療費控除の特例」は、どちらかの選択になります。		令和３年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上あるとき、支払った金額と保険金などで補填された金額を記入します。 【添付書類】　医療費控除の明細書　※別紙「医療費控除の明細書の書き方」参照
	医療費控除の特例	あなたが健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、あなたや生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等を 12,000 円以上購入したとき、購入金額を記入し「セルフメディケーション税制の適用を受ける」に☑を入れます。 【添付書類】　セルフメディケーション税制の明細書
社会保険料控除		給与所得者または公的年金所得者が源泉徴収票に記載されている内容と変更のないときは、**「源泉徴収票のとおり」**に☑を入れ、源泉徴収票を添付することで記載省略できます。
		前年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・厚生年金・介護保険・雇用保険・農業者年金などの保険料があるとき、支払った金額を記入します。 ※親族が受け取る公的年金等から天引きされている社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。 【添付書類】　控除証明書（国民年金保険料と国民年金基金掛金のみ）
小規模企業共済等掛金控除		前年中に小規模企業共済法に規定する共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く）、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度等の掛金があるとき、支払った金額を記入します。 【添付書類】　支払った掛金の額の証明書
生命保険料控除		給与所得者で年末調整されているときは、**「源泉徴収票のとおり」**に☑を入れ、源泉徴収票を添付することで記載省略できます。
		保険契約の区分ごとに前年中に支払った金額を記入します。 ※保険契約の区分は生命保険会社などが発行する証明書に表示されています。 【添付書類】　生命保険会社などが発行した控除証明書
地震保険料控除		給与所得者で年末調整されているときは、**「源泉徴収票のとおり」**に☑を入れ、源泉徴収票を添付することで記載省略できます。
		保険契約の区分ごとに前年中に支払った金額を記入します。 ※保険契約の区分は損害保険会社などが発行する証明書に表示されています。 【添付書類】　損害保険会社などが発行した控除証明書

<table>
<tr><td rowspan="4">本人該当事項</td><td colspan="2">給与所得者または公的年金所得者が源泉徴収票に記載されている内容と変更のないときは、
「源泉徴収票のとおり」に☑を入れ、源泉徴収票を添付することで記載省略できます。</td></tr>
<tr><td>寡婦控除</td><td>①夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次のすべてに該当するとき。
・子以外の扶養親族を有する方
・前年の合計所得金額が 500 万円以下の方
・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方
②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない一定の方で、次のすべてに該当するとき。
・前年の合計所得金額が 500 万円以下の方
・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方
※該当の区分（死別・離婚・生死不明）を〇で囲んでください。</td></tr>
<tr><td>ひとり親控除</td><td>現に婚姻をしていない方や配偶者の生死が明らかでない一定の方で、次のすべてに該当するとき。
・合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族となっている場合を除きます。）を有する方
・前年の合計所得金額が 500 万円以下の方
・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方</td></tr>
<tr><td>障害者控除</td><td>あなたが障害者手帳等を持っているとき。
※特別障害者：身体障害者手帳（1 級または 2 級）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）、療育手帳（A 判定）等の交付を受けた方や成年被後見人など
【提示書類】障害者手帳、障害者控除対象者認定書など</td></tr>
<tr><td></td><td>勤労学生控除</td><td>前年の合計所得金額が 75 万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が 10 万円以下の勤労学生であるとき。
【提示書類】学校や法人から交付を受けた証明書</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配偶者及び扶養親族</td><td colspan="2">給与所得者または公的年金所得者が源泉徴収票に記載されている内容と変更のないときは、
「源泉徴収票のとおり」に☑を入れ、源泉徴収票を添付することで記載省略できます。</td></tr>
<tr><td>配偶者（特別）控除</td><td>あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者が下記の①または②に該当するとき。
①前年の合計所得金額が 48 万円以下の場合（配偶者控除）
※配偶者が障害者である場合は、該当の区分を〇で囲み等級を記入してください。
②前年の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合（配偶者特別控除）
※配偶者の収入「有」を〇で囲み、配偶者の前年の収入・所得を記入してください。

あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円を超え、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円以下である場合は、「同一生計配偶者」に☑を入れてください。
※配偶者が障害者である場合は、該当の区分を〇で囲み等級を記入してください。</td></tr>
<tr><td>扶養親族</td><td>あなたに扶養親族（前年の合計所得金額が48万円以下）がいるとき。
※扶養親族が障害者である場合は、該当の区分を〇で囲み等級を記入してください。
※扶養親族が16歳未満（平成18年1月2日以後生）である場合は、「16歳未満」の欄に〇を記入してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">別居の配偶者や別居の扶養親族がいる場合は、「別居の扶養親族等に関する事項」欄に氏名と住所を記入してください。</td></tr>
</table>

※寄附金控除の申告については申告書裏面⑨にご記入ください。控除証明書等の添付が必要です。

参考資料

市民税・府民税が課税されない人

○均等割・所得割どちらも課税されない人

・賦課期日（令和４年１月１日）現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
・賦課期日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の人
・前年の合計所得金額が、以下の計算により求めた金額以下の人
28 万円×(同一生計配偶者＋扶養親族の数＋１)＋10 万円＋16 万８千円(同一生計配偶者・扶養親族がいる場合)

○所得割が課税されない人

・前年の総所得金額等が、以下の計算により求めた金額以下の人
35 万円×(同一生計配偶者＋扶養親族の数＋１)＋10 万円＋32 万円(同一生計配偶者・扶養親族がいる場合)

◆均等割非課税早見表

扶養人数	所得金額	給与収入換算
0	380,000 円以下	930,000 円以下
1	828,000 円以下	1,378,000 円以下
2	1,108,000 円以下	1,684,000 円未満
3	1,388,000 円以下	2,100,000 円未満

◆所得割非課税早見表

扶養人数	所得金額	給与収入換算
0	450,000 円以下	1,000,000 円以下
1	1,120,000 円以下	1,704,000 円未満
2	1,470,000 円以下	2,216,000 円未満
3	1,820,000 円以下	2,716,000 円未満

市民税・府民税の算出方法

（給与・公的年金の所得 ／ 事業等の収入－必要経費）－ 所得控除 ＝ 課税所得金額（1,000円未満切捨）

課税所得金額 ×（市民税 6% ／ 府民税 4%）－ 税額控除 ＝（市民税所得割 ／ 府民税所得割）（100円未満切捨）

（市民税所得割 ＋ 市民税均等割 3,500円）＋（府民税所得割 ＋ 府民税均等割 2,100円）＝ 年税額

豊かな森を育てる府民税 600円を含む

給与所得金額（給与所得控除後の金額）の算出のしかた

【令和３年分（令和４年度）用】

給与の収入金額の合計額　(A)			給与所得金額
0 円	～	550,999 円	0円
551,000 円	～	1,618,999 円	(A) － 550,000 円
1,619,000 円	～	1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円	～	1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円	～	1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円	～	1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円	～	1,799,999 円	(B) × 60% ＋ 100,000 円
1,800,000 円	～	3,599,999 円	(B) × 70% － 80,000 円
3,600,000 円	～	6,599,999 円	(B) × 80% － 440,000 円
6,600,000 円	～	8,499,999 円	(A) × 90% － 1,100,000 円
8,500,000 円	～		(A) － 1,950,000 円

※(B)は給与収入金額の合計(A)を４で割り、1,000 円未満を切り捨て再び４をかけます。
※給与の収入金額が 850 万円を超え、かつ一定の要件に該当する場合は、所得金額調整控除が差し引かれます。

公的年金等の所得金額の算出のしかた

【令和３年分（令和４年度）用】

	公的年金等の収入金額の合計額　(A)			公的年金等の雑所得金額
65歳未満	0円	～	600,000 円	0 円
	600,001 円	～	1,299,999 円	(A) － 600,000 円
	1,300,000 円	～	4,099,999 円	(A) × 75% － 275,000 円
	4,100,000 円	～	7,699,999 円	(A) × 85% － 685,000 円
	7,700,000 円	～	9,999,999 円	(A) × 95% － 1,455,000 円
	10,000,000 円	～		(A) － 1,955,000 円
65歳以上	0円	～	1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円	～	3,299,999 円	(A) － 1,100,000 円
	3,300,000 円	～	4,099,999 円	(A) × 75% － 275,000 円
	4,100,000 円	～	7,699,999 円	(A) × 85% － 685,000 円
	7,700,000 円	～	9,999,999 円	(A) × 95% － 1,455,000 円
	10,000,000 円	～		(A) － 1,955,000 円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下の場合の速算表

所得控除一覧

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5 万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10 万円と総所得金額等の 5%のいずれか低い金額) (限度額 200 万円) ※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1 万 2 千円(限度額 8 万 8 千円)
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000 円以下のとき	全額
		12,000 円超 32,000 円以下のとき	支払金額の 1/2＋6,000 円
		32,000 円超 56,000 円以下のとき	支払金額の 1/4＋14,000 円
		56,000 円超のとき	28,000 円
	旧契約	15,000 円以下のとき	全額
		15,000 円超 40,000 円以下のとき	支払金額の 1/2＋7,500 円
		40,000 円超 70,000 円以下のとき	支払金額の 1/4＋17,500 円
		70,000 円超のとき	35,000 円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000 円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000 円)		

地震保険料控除		支払金額	控除額
	保険料 地震	50,000 円以下のとき	支払金額の 1/2
		50,000 円超のとき	25,000 円
	契約 旧長期	5,000 円以下のとき	全額
		5,000 円超 15,000 円以下のとき	支払金額の 1/2＋2,500 円
		15,000 円超のとき	10,000 円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は 25,000 円		

配偶者控除	納税者本人の所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	一般	33 万円	22 万円	11 万円
	老人(S27.1.1 以前生)	38 万円	26 万円	13 万円

配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

障害者控除		26 万円	扶養控除 一般	33 万円
(特別障害者)		30 万円	老人	38 万円
(同居特別障害者)		53 万円		
寡婦控除		26 万円	特定	45 万円
ひとり親控除		30 万円	同居老親等	45 万円
勤労学生控除		26 万円		
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400 万円以下		43 万円
		2,400 万円超 2,450 万円以下		29 万円
		2,450 万円超 2,500 万円以下		15 万円

税額控除一覧

配当控除	課税所得金額 / 種類	1,000 万円以下の部分 市民税	1,000 万円以下の部分 府民税	1,000 万円超の部分 市民税	1,000 万円超の部分 府民税
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

調整控除	合計課税所得金額	調整控除額の算出方法
	200 万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の 5% (市民税 3%、府民税 2%) ①所得税と住民税の人的控除の差の合計額 ②住民税の合計課税所得金額
	200 万円超	{所得税と住民税の人的控除の差の合計額－(住民税の合計課税所得金額－200 万円)}×5%(市民税 3%、府民税 2%) ただし、上記計算の{ }の金額が 5 万円以下の場合は 5 万円×5%とする。

※ただし、合計所得金額が 2,500 万円超の場合は適用外

(所得税と住民税の人的控除の差)

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5 万円	納税者本人の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
障害者控除	普通	1 万円					
	特別	10 万円	配偶者控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
	同居特別	22 万円		老人	10 万円	6 万円	3 万円
寡婦控除		1 万円	特別配偶者控除者	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
ひとり親控除	父	1 万円		50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
	母	5 万円					
勤労学生控除		1 万円	扶養控除	一般	5 万円	老人	10 万円
				特定	18 万円	同居老親等	13 万円

住宅借入金等特別税額控除	
	前年分の所得税において平成 21 年から令和 4 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額(97,500 円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成 26 年から令和 4 年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額 ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	府民税	2/5

	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

寄附金税額控除	
	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30%を超える場合には当該 30%に相当する金額)が 2 千円を超える場合には、その超える金額の府民税は 4%、市民税は 6%に相当する金額 ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ② 京都府の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として京都府又は南丹市の条例で定めるもの ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として京都府の条例で定めるもの ただし、①のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 5 分の 3、府民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.79%
330 万円超 695 万円以下	69.58%
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円超	44.055%
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合